

PFI法改正法に 関する説明会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

本日の進め方

1. 内閣府による説明

- PFIについて
- PFI法の改正に至る背景
- PFI法改正法の内容
- 法改正以外のPFI制度の拡充

2. 質疑応答

PFI について

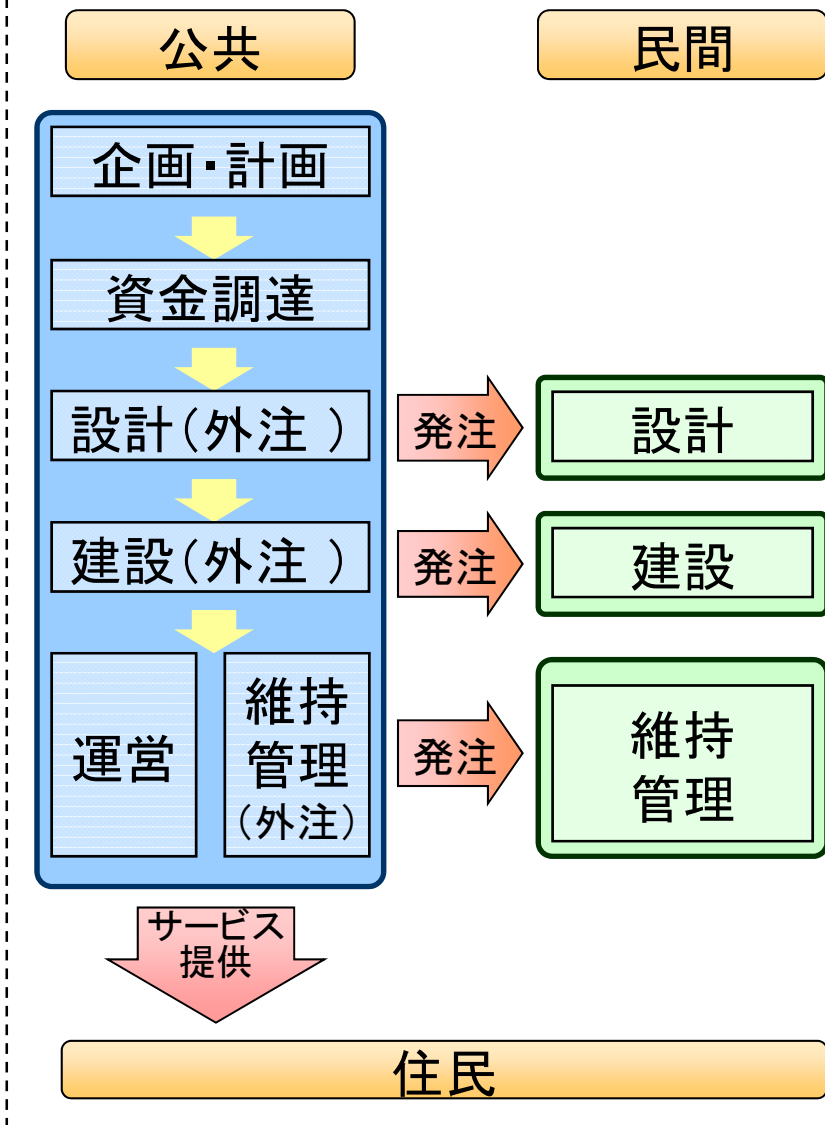
PFI (Private Finance Initiative) とは

○公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

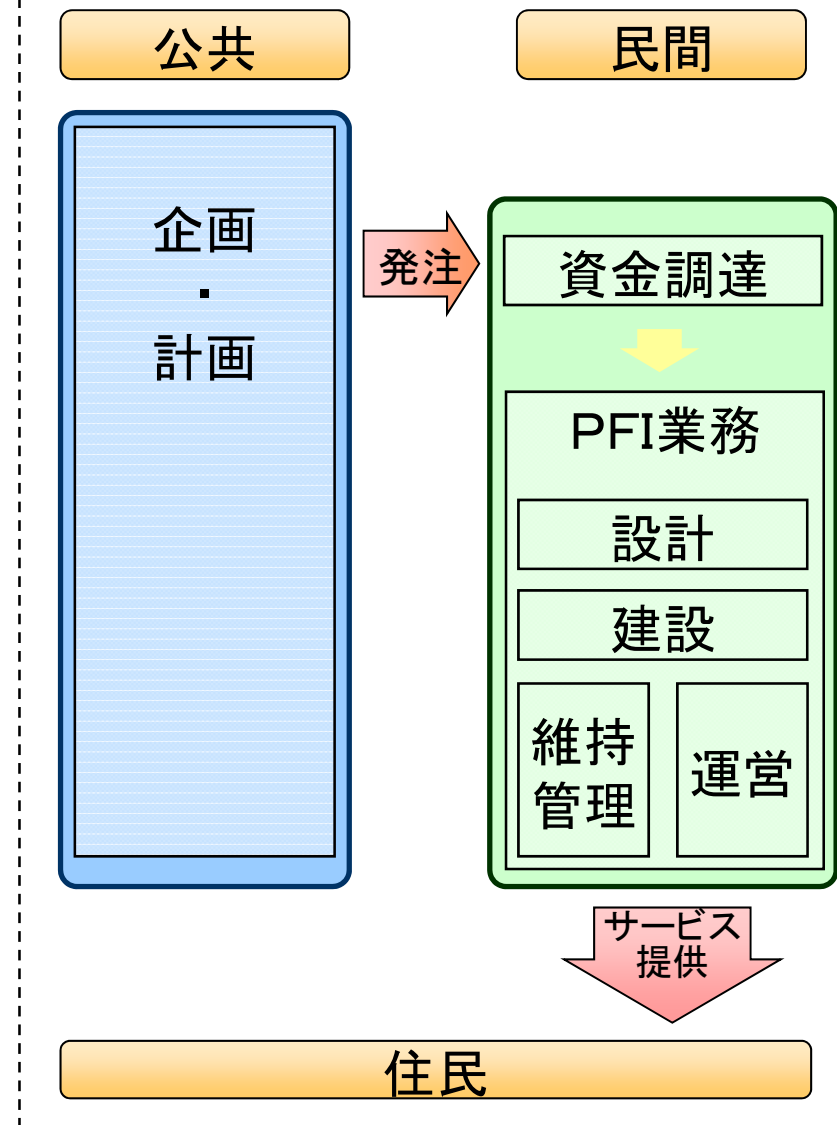
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき実施

PFI (Private Finance Initiative) とは

従来型公共事業



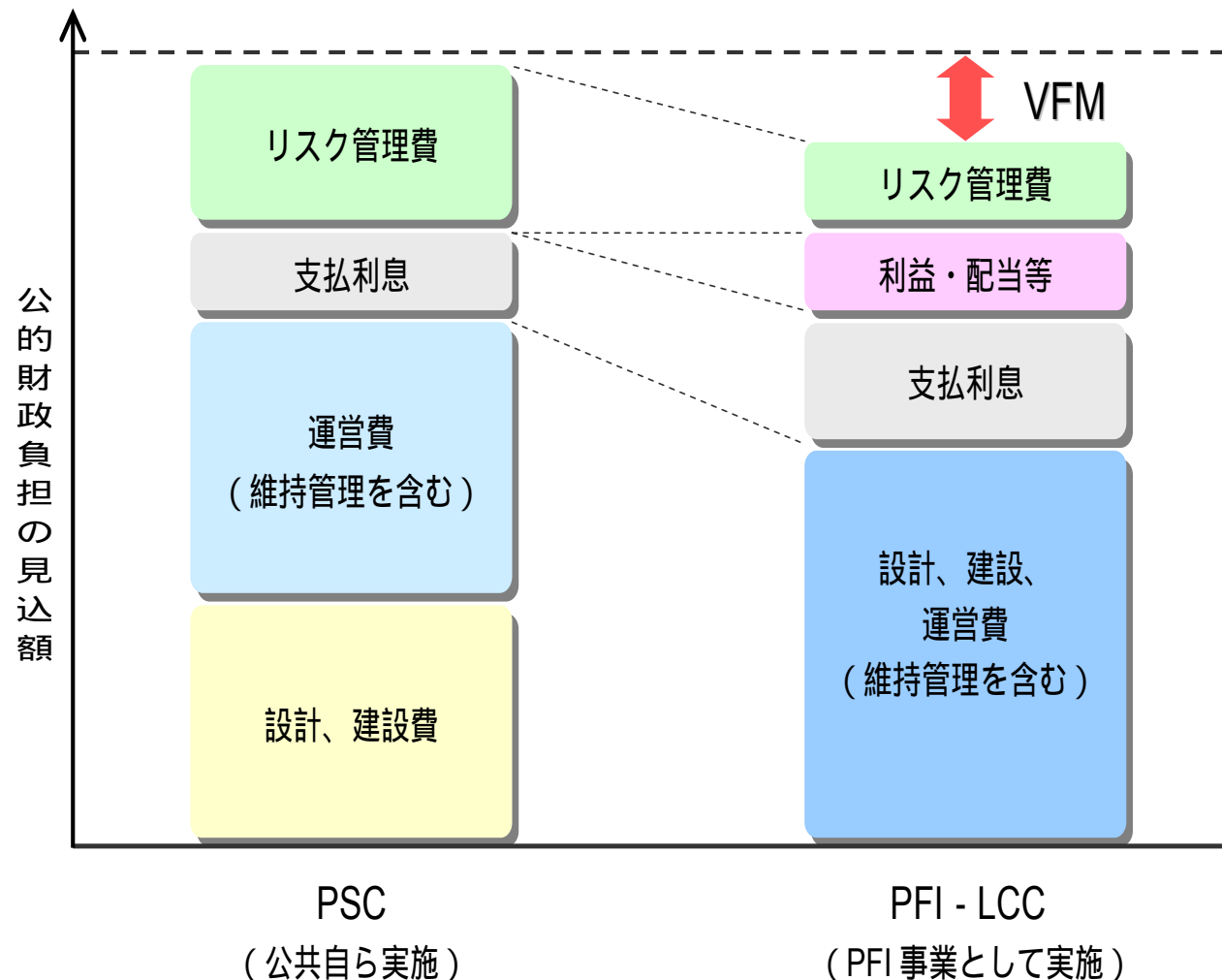
PFI事業



PFI (Private Finance Initiative) とは

VFM(Value For Money)

公共がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねた方が効率的
＝同一水準のサービスをより安く 同一価格でより上質のサービスを



PFI (Private Finance Initiative) とは

山口県美祢市

美祢社会復帰促進センター

事業概要	行刑施設
事業期間	20年 (H17~)
事業方式	BOT・サービス購入型
事業規模	492.7億円



・ICタグによる位置情報の把握や遠隔操作可能な電子錠等により、効率的・効果的な警備を実現するなど、民間のノウハウを活用



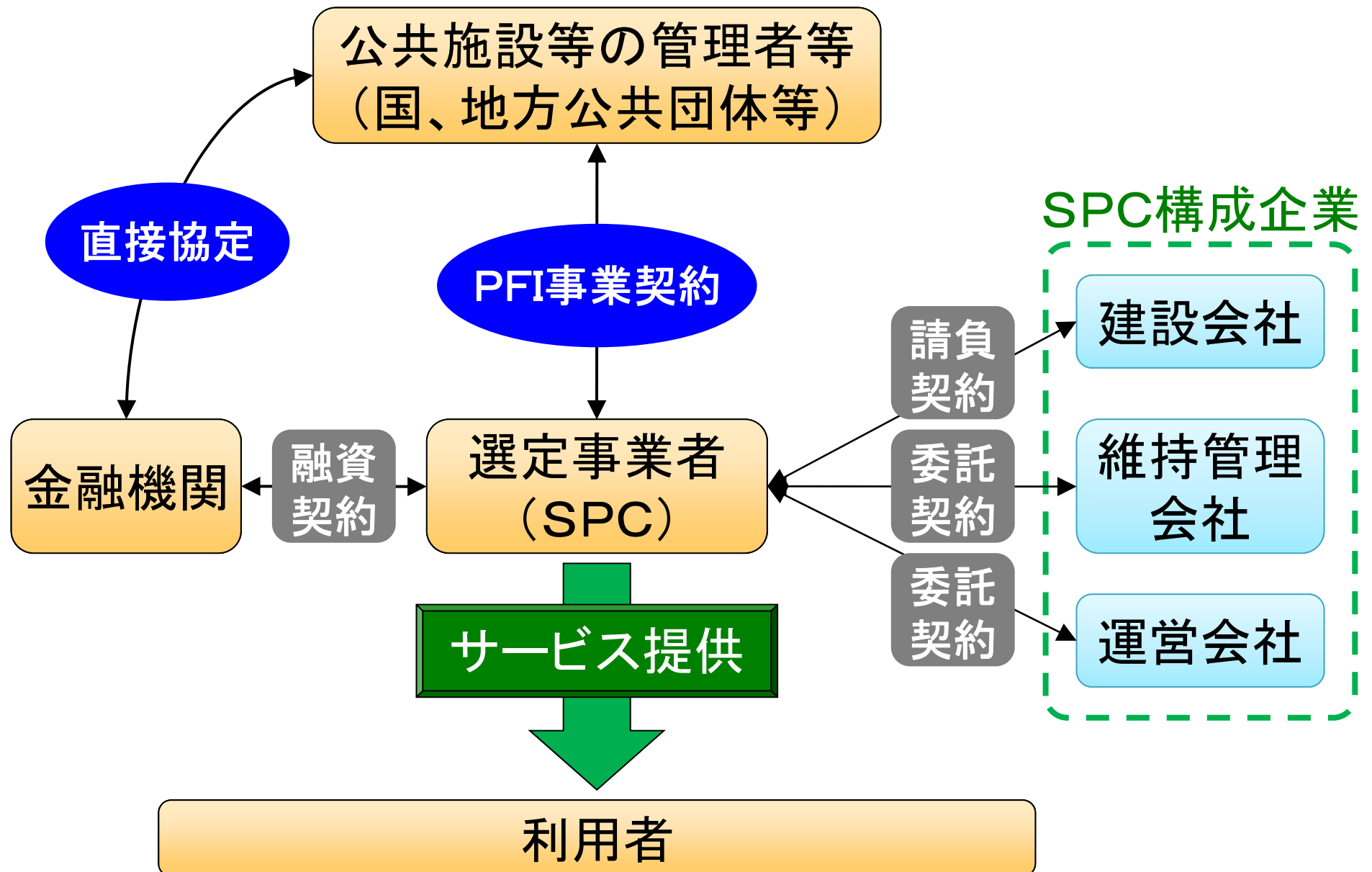
PFIを活用しない場合と比べて、約48億円(約8.5%)のVFM(よりよいものをより安く整備・運営)

PFI (Private Finance Initiative) とは

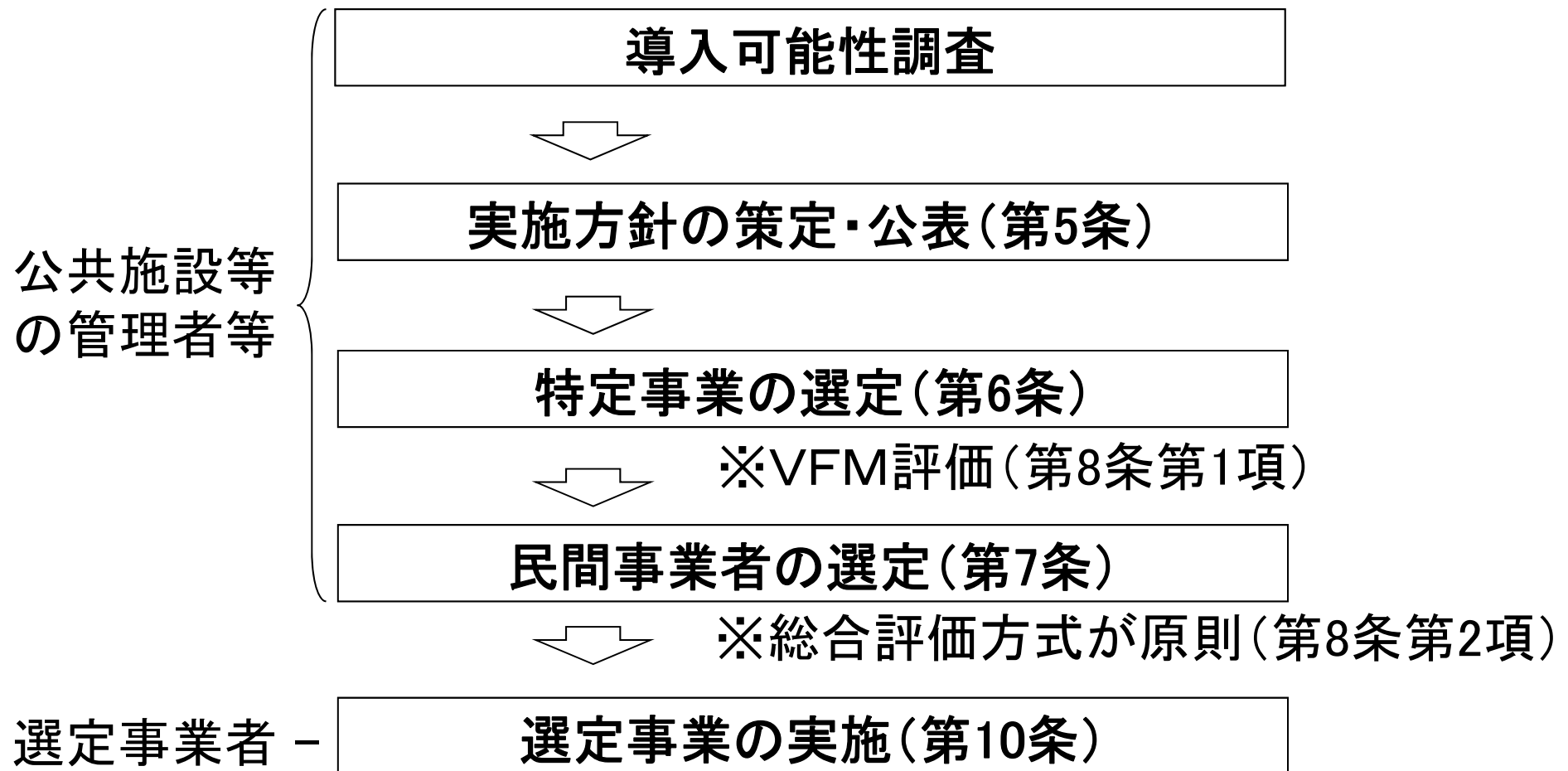
＜PFIの推進により期待される効果＞

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

PFIの一般的な事業スキーム



PFI事業実施までの手続



支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第11条)
- 行政財産の貸付け(第11条の2、第11条の3) 等

PFIの事業類型(事業費の回収方法による分類)

● サービス購入型

選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型



【事業例】

中央合同庁舎7号館

- ・庁舎整備等の費用を、国からのサービス購入料で回収



PFIの事業類型(事業費の回収方法による分類)

● 独立採算型

選定事業者のコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型



【事業例】

羽田空港国際線
旅客ターミナルビル

- ・ターミナルビル整備等の費用を、航空旅客からの空港使用料等で回収



PFIの事業類型(事業費の回収方法による分類)

● 混合型

選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払の双方により回収される類型



【事業例】

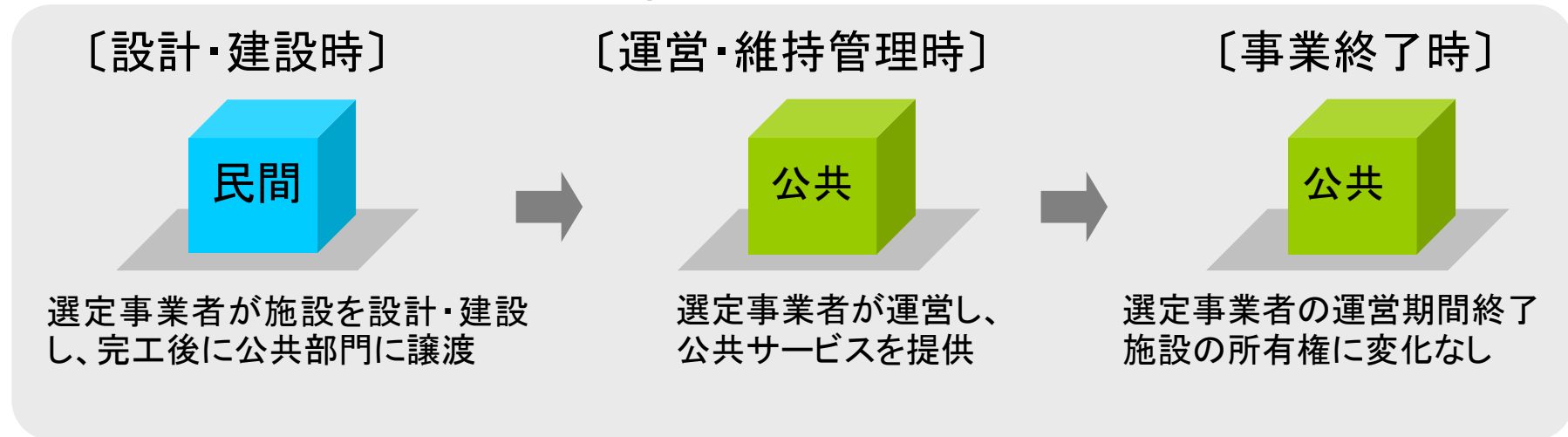
高尾の森わくわくビレッジ

- ・施設の改修費は東京都が支払い。
- ・運営費については、利用者の施設利用料のほか、都が支払。

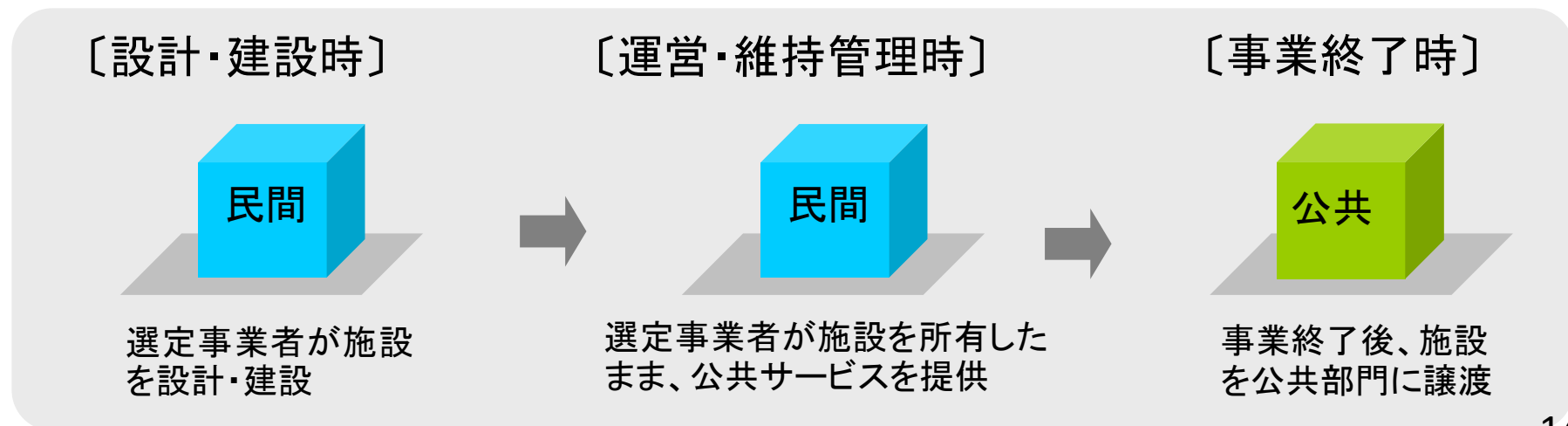


PFIの事業類型(施設の所有形態による分類)

●BTO方式 [Build-Transfer-Operate方式]



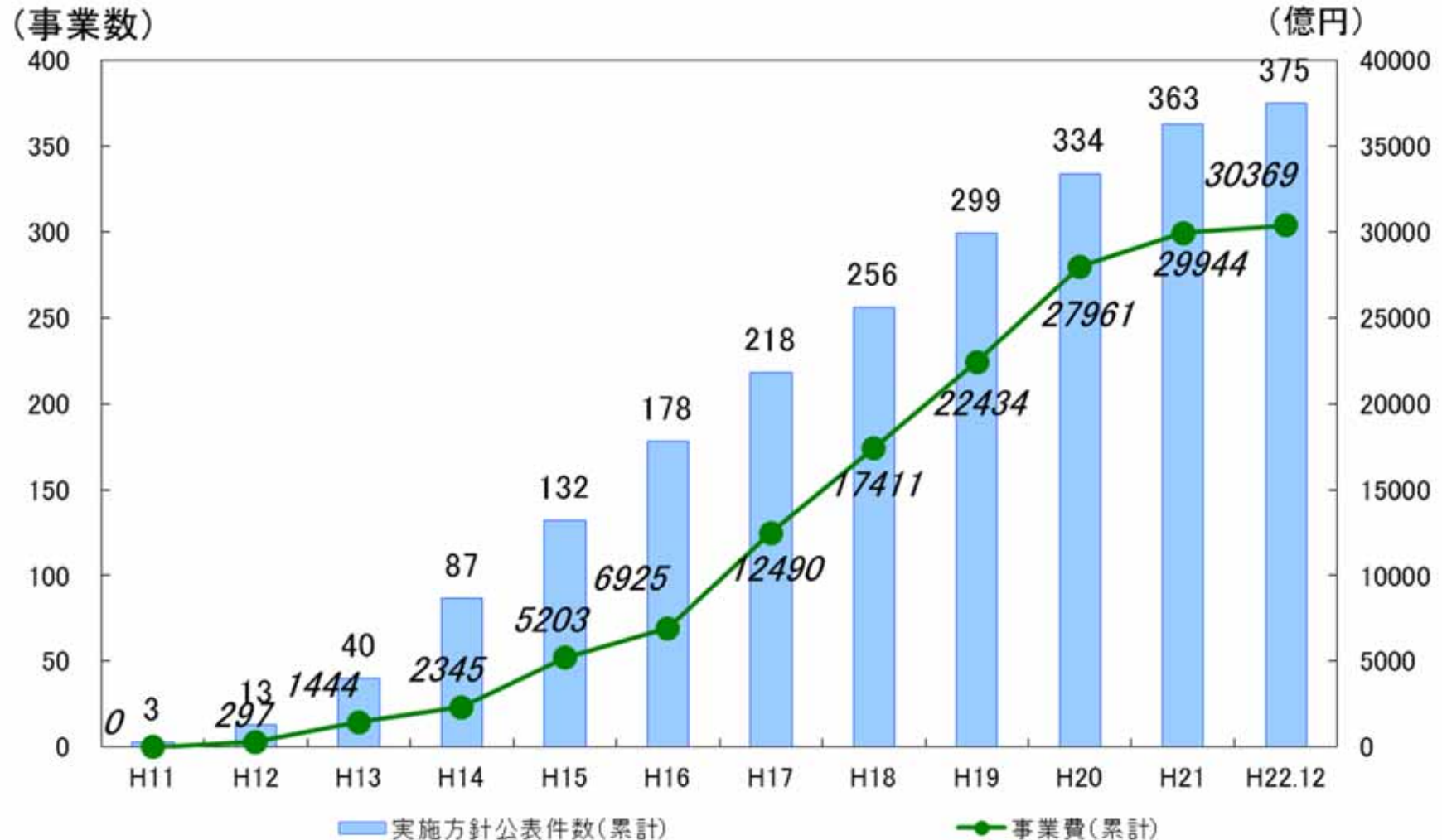
●BOT方式 [Build-Operate-Transfer方式]



PFI事業の実施状況

事業数(実施方針公表件数)及び事業費の推移(累計)

(平成22年12月31日現在)



(注)事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているものの合計額。

PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(平成22年12月31日現在)

分 野	事業主体別			合 計
	国	地方	その他	
教育・文化(学校、給食センター、文化施設 等)	1	90	32	123
生活・福祉(老人福祉施設 等)	0	17	0	17
健康・環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	64	2	66
産業(観光施設、産業振興施設 等)	0	13	0	13
まちづくり(公園、下水道施設、公営住宅 等)	6	34	0	40
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	7	14	0	21
庁舎・宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	44	8	1	53
その他(複合施設 等)	4	38	0	42
合 計	62	278	35	375

PFI事業の実施状況

都道府県別実施方針公表件数

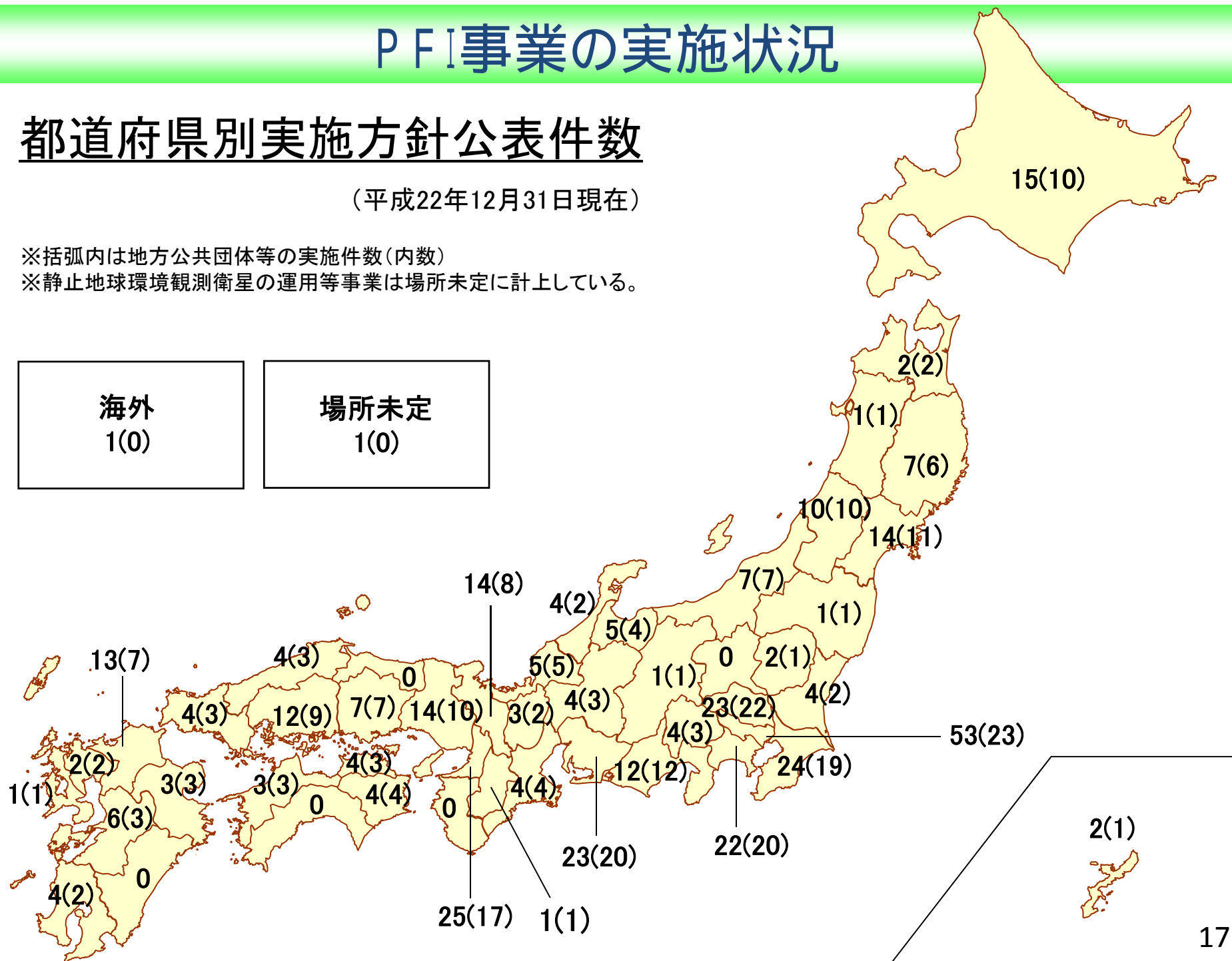
(平成22年12月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※静止地球環境観測衛星の運用等事業は場所未定に計上している。

海外
1(0)

場所未定
1(0)



PFI事業例(北海道)

北海道札幌市

札幌市第2斎場整備運営事業

事業概要	斎場
事業期間	23年(H15~)
事業方式	BOT・サービス購入型
事業規模	185.5億円

- ・ミニFM局を活用したバスの誘導システム
- ・聴覚障がい者にPHS端末を交付して行う緊急連絡
- ・車椅子等でも利用できる収骨台等のバリアフリー化



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(東北)

山形県東根市

東根市学校給食共同調理場整備等事業

事業概要	給食センター
事業期間	16年 (H19~)
事業方式	BTO・サービス購入型
事業規模	39.8億円

- ・エアシャワーの配置等による内部動線計画
- ・アレルギー対応食の提供等の積極的な提案
- ・ICカード錠、監視カメラ等の防犯設備



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(関東)

東京都中野区

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業

事業概要	福祉施設
事業期間	53年(H16～)
事業方式	BOO・独立採算型
事業規模	—

- ・地域の医療機関や居宅介護事業者と連携し、「地域リハビリテーション体制」を構築
- ・区の施設要件に追加してPFI事業者提案によるケアハウス、訪問介護の実施



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(北陸)

福井県鯖江市

鯖江駅周辺駐車場整備事業

事業概要	駐車場
事業期間	7年(H15～)
事業方式	BOT・独立採算型
事業規模	—

- ・駅周辺に駐車場を新設するとともに、老朽化した複数の駐車場を一括して更新
- ・車両入出ゲート故障時の迅速な対応、プリペイドカードの導入等、利用者の利便性が向上



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(中部)

愛知県豊橋市

豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業

事業概要	温水プール・温浴施設等
事業期間	17年(H17～)
事業方式	BTO・サービス購入型
事業規模	32億円



- ・資源化センターの余熱を利用し、温水プール・温浴施設等を整備
- ・光熱水費を事業者の負担とし、エネルギーコストの削減のインセンティブを付与
- ・約45%のVFMを達成。

各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(近畿)

兵庫県神戸市

神戸市中央卸売市場本場再整備事業

事業概要	卸売市場
事業期間	29年(H16~)
事業方式	BTO・サービス購入型
事業規模	168.4億円



- ・無線を利用したスカイリモートメンテナンスによる設備機器の保全
- ・対象を明確にした定期的な料理教室の開催や、食育プログラム、市場PRイベント等の実施

各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(中国地方)

広島県広島市

県営上安住宅整備事業

事業概要	県営住宅および特養ホーム等民間施設
事業期間	22年(H15～)
事業方式	BTO・混合型
事業規模	12億円(県営住宅部分)

- ・住宅規模のフレキシビリティの確保等住宅性能が向上
- ・県営住宅整備と余剰地活用を合わせて実施し、土地の譲渡代金及び定期借地料として、県が6.6億円受け取り



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(四国地方)

香川県宇多津町

宇多津新給食センター整備運営事業

事業概要	給食センター
事業期間	21年(H18～)
事業方式	BTO・サービス購入型
事業規模	40億円



- ・市内の幼稚園、保育所、小中学校に給食を供給
- ・県内初のオール電化調理場の採用による作業の標準化

各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI事業例(九州地方)

鹿児島県指宿市

指宿地域交流施設整備等事業

事業概要	複合施設
事業期間	16年(H15～)
事業方式	BTO・混合型
事業規模	3.6億円 (公共団体負担額)

- ・市の地域交流施設を整備し、道の駅及び都市公園の維持管理を包括的に委託
- ・地元関連企業との連駅による地元特産品を活用した新商品の開発



各地の事例については、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai7.html>

PFI 法の改正に至る 背景

PFIの活用推進の必要性

国・地方ともに厳しい財政状況

国の公共事業関係費

- ・9.7兆円(平成 9年度当初)
 - ・5.0兆円(平成23年度当初)
- と減少

社会資本の整備・更新の必要性

- ・真に必要なインフラ投資の必要
- ・高度成長期に集中投資した施設の維持更新の必要

PFIの積極的活用が必要

厳しい財政状況の中、必要な社会資本整備・更新を行うためには、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要

海外市場への進出

日本でPFIの事例を増やし、ノウハウを積むことにより、民間企業の海外PFI市場への進出を拡大

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

(4)観光立国・地域活性化戦略

(大都市の再生)

・・・投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

(社会資本ストックの戦略的維持管理等)

・・・高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。さらに、社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

…PFI制度にコンセッション方式を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。

これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す。

中間的とりまとめ (平成22年5月25日PFI推進委員会)

2. 今後の対応の方向性(抜粋)

PFIの事業規模については、PFIを推進するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。

○個別の課題と対応の方向性(概要)

- ① 規制緩和等(民間事業者の提案の反映、対象施設の拡大、公務員の出向の円滑化等)
- ② 民間投資の促進・インフラ整備(株式譲渡の弾力化、コンセッション方式の導入等)
- ③ 地域活性化・地域の自主性の強化(民間提案の活用等)
- ④ 地方公共団体への支援
- ⑤ 情報公開
- ⑥ フィージビリティ・スタディ、モデルプロジェクト

PFI 法改正法の内容

PFI法改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大

②民間事業者による提案制度の導入

③公共施設等運営権の導入

④その他

- ・欠格事由
- ・技術提案制度
- ・実施方針の策定の見通し等の公表
- ・職員の派遣等についての配慮
- ・民間資金等活用事業推進会議の設置

PFI法改正法施行のスケジュール

施行日	施行となる項目
H23. 6. 1 (公布日)	PFIの対象施設の拡大
H23. 6. 30	民間資金等活用事業推進会議の創設
未定 (公布から六月以内に 政令で定める日)	公共施設等運営権の導入 民間事業者による提案制度の導入 等

PFI法改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大

②民間事業者による提案制度の導入

③公共施設等運営権の導入

④その他

- ・欠格事由
- ・技術提案制度
- ・実施方針の策定の見通し等の公表
- ・職員の派遣等についての配慮
- ・民間資金等活用事業推進会議の設置

対象施設の拡大

改正前

- ・道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- ・庁舎、宿舍等の公用施設
- ・公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ・情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設



改正後

- ・「公営住宅」を「賃貸住宅」に改正
- ・「船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）」を追加

（第2条）

対象施設の拡大(賃貸住宅)

	改正前PFI法の 「公営住宅」	改正PFI法の 「賃貸住宅」
公営住宅 (低所得者向けの賃貸住宅)	○	○
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者層向けの賃貸住宅)	×	○
高齢者向け賃貸住宅	×	○
地方住宅供給公社等が 整備する賃貸住宅	×	○

対象施設の拡大(船舶、航空機、人工衛星)

○船舶

たとえば、離島航路や工事用船舶
についてPFIの活用が可能



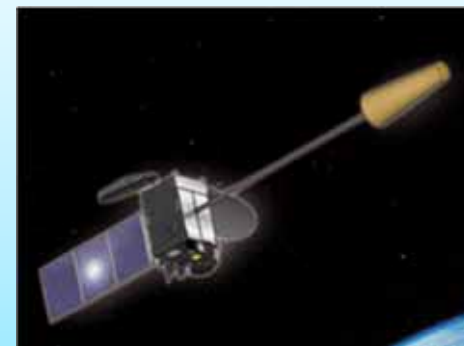
○航空機

たとえば、防災ヘリコプター
についてPFIの活用が可能



○人工衛星

たとえば、公的な通信衛星
についてPFIの活用が可能



対象施設の拡大(行政財産の貸付の拡大)

PFI事業者が、PFI施設と民間収益施設とを併せて整備する場合に、行政財産の貸付けが可能となる民間収益施設の範囲を拡大。

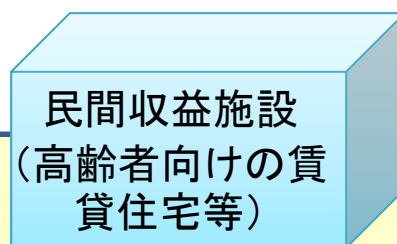
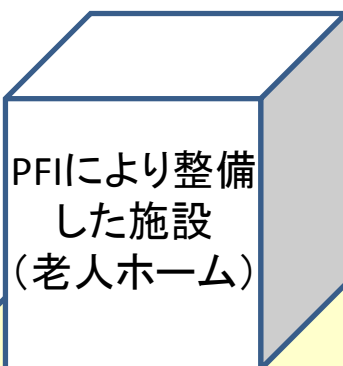
改正前

- ・PFI法第2条第1項第3号及び第4号に列記されている施設

改正後

- ・「賃貸住宅」、「船舶、航空機、人工衛星、運行に必要な施設」を追加(第11条の3)

たとえば、老人ホームをPFIにより整備し、あわせて民間収益施設として高齢者向けの賃貸住宅を整備する場合



土地(行政財産)

改正後

賃貸住宅部分についても、
土地(行政財産)の貸付け
を受けることが可能に

PFI法改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大

②民間事業者による提案制度の導入

③公共施設等運営権の導入

④その他

- ・欠格事由
- ・技術提案制度
- ・実施方針の策定の見通し等の公表
- ・職員の派遣等についての配慮
- ・民間資金等活用事業推進会議の設置

提案制度(必要性)

これまでのPFI事業は行政発意で実施されてきているが、

- ・全国の地方自治体のうち約1割程度しかPFI事業を実施したことがないなど、必ずしも幅広い行政主体がPFIを活用している訳ではない状況。
- ・入札参加者がいないPFI事業もあるなど、民間の参入意欲が常に高いとは言えない状況。



民間事業者が行政に対してPFI事業を提案できる制度を導入

提案制度(手続)

これまでのPFI事業の流れ

公的主体が実施
方針案を検討・策定

民間提案制度における流れ

民間事業者が実施方針案を
検討・策定

公的主体に提案

公的主体が提案について検討

採用

不採用

民間事業者に結果を通知

提案を放置する
ことがなくなるため、
民間発意に基づく
事業の増加が期待

公的主体が実施方針を策定・公表

提案制度(内容)

提案主体

特定事業を実施しようとする民間事業者

提出書類

- ・特定事業の案(PFI事業の概要等を記載)
- ・特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類(PFIを活用することによる効果・効率性を記載)
- ・その他内閣府令で定める書類

提案を受けた公的主体の対応

- ・提案について検討を実施
事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討
提案の内容等に応じて検討に必要な期間は異なると考えられることから、
検討期限は法定していない
- ・検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知 (第5条の2)

PFI法改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大

②民間事業者による提案制度の導入

③公共施設等運営権の導入

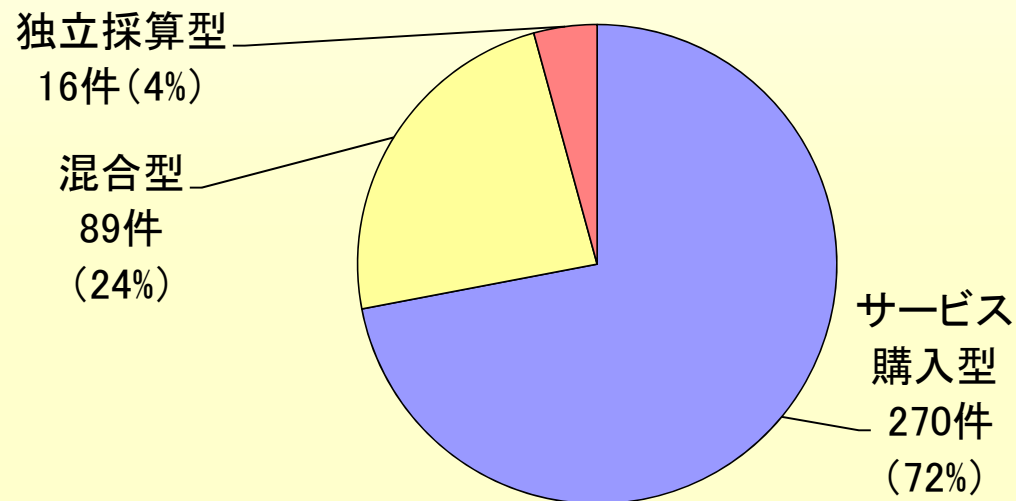
④その他

- ・欠格事由
- ・技術提案制度
- ・実施方針の策定の見通し等の公表
- ・職員の派遣等についての配慮
- ・民間資金等活用事業推進会議の設置

公共施設等運営権(必要性)

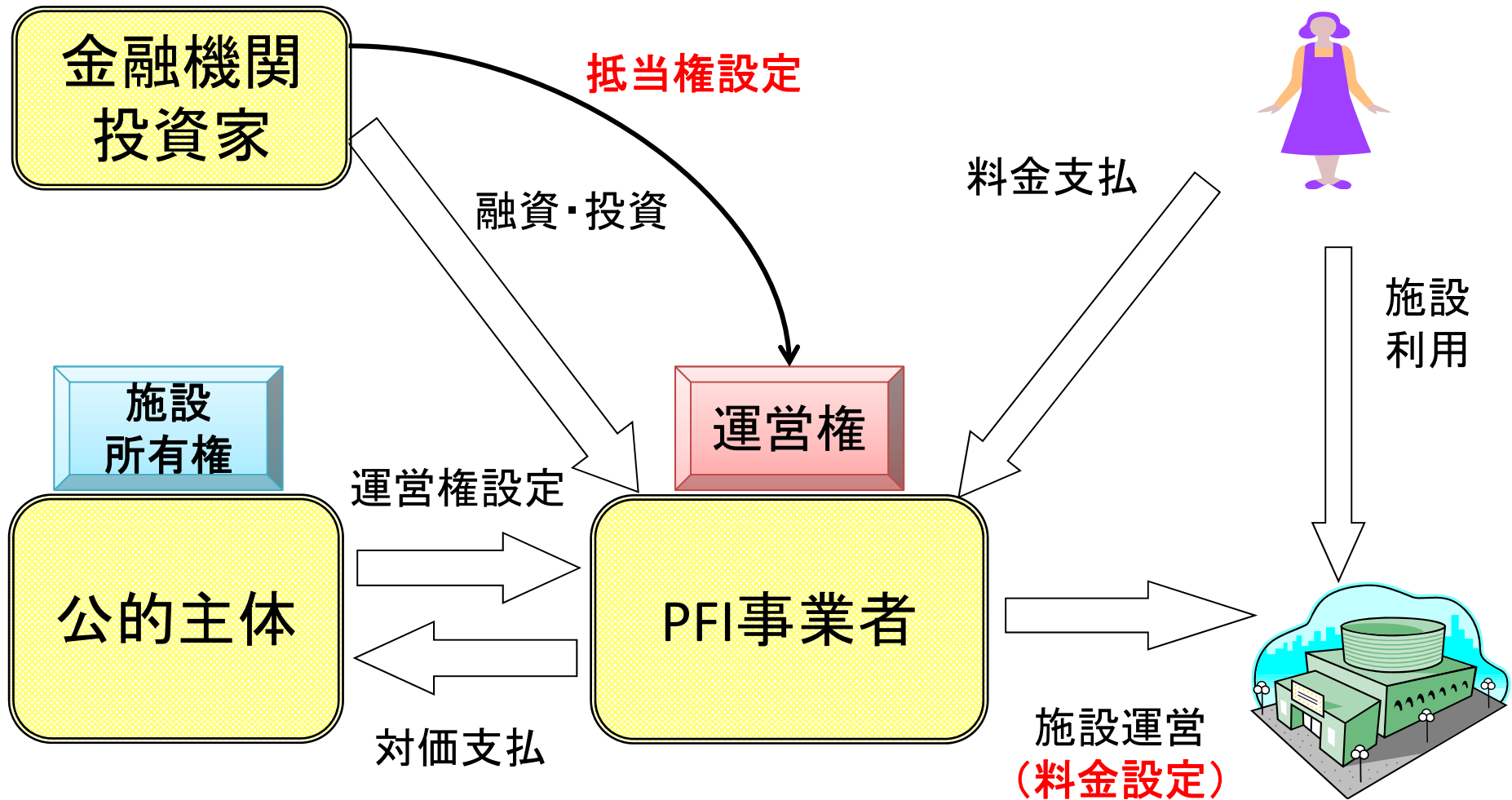
これまでのPFI事業はサービス購入型が大半。独立採算型が普及しない主な課題として、

- ・運営面で民間事業者の自由度が必ずしも高くない
- ・民間事業者が需要変動リスクを負うという特性を反映した資金調達環境が整備されていない



公共施設等運営権制度を導入

公共施設等運営権(概要)



公共施設等運営権(メリット)

(公的主体のメリット)

- ・事業主体から対価を徴収することにより、施設収入の早期回収を実現
- ・事業収支及びマーケットリスクが公的主体から事業者へ移転

(事業者のメリット)

- ・運営権を独立した財産権とすることで、抵当権の設定等が可能となり、資金調達が円滑化
- ・自由度の高い事業運営が可能
- ・運営権の取得に要した費用は減価償却が可能

(金融機関・投資家のメリット)

- ・運営権への抵当権設定が可能となり、金融機関の担保が安定化
- ・運営権が譲渡可能となり、投資家の投資リスクが低下

(施設利用者のメリット)

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスが提供

公共施設等運営権(想定される事業例)

関西国際空港・大阪国際空港



- ・関西国際空港及び大阪国際空港(伊丹)について、運営権制度を活用することを想定した「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」が、平成23年5月に公布。

公共施設等運営権(定義1)

公共施設等運営権

公共施設等運営事業を実施する権利

(第2条第7項)

公共施設等運営事業

①公的主体が所有権を有している施設であり、

- ・既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当
- ・施設の敷地の所有権まで有する必要はない

②利用料金を徴収する施設について、

- ・独立採算型等であることが必要

③運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業

- ・施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない
- ・施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定

(第2条第6項)

公共施設等運営権(定義2)

- ・公的主体が所有権を有する施設について独立採算型等の事業を実施する際には、事業を発注する公的主体は、通常のPFI事業か運営権制度を選択可能。
- ・運営権制度を選択する場合には、手続きが付加(後述)
- ・通常のPFI事業と運営権制度においては、民間事業者が施設の運営を行う根拠が異なる。

通常のPFI事業

事業契約に基づき、施設運営を実施

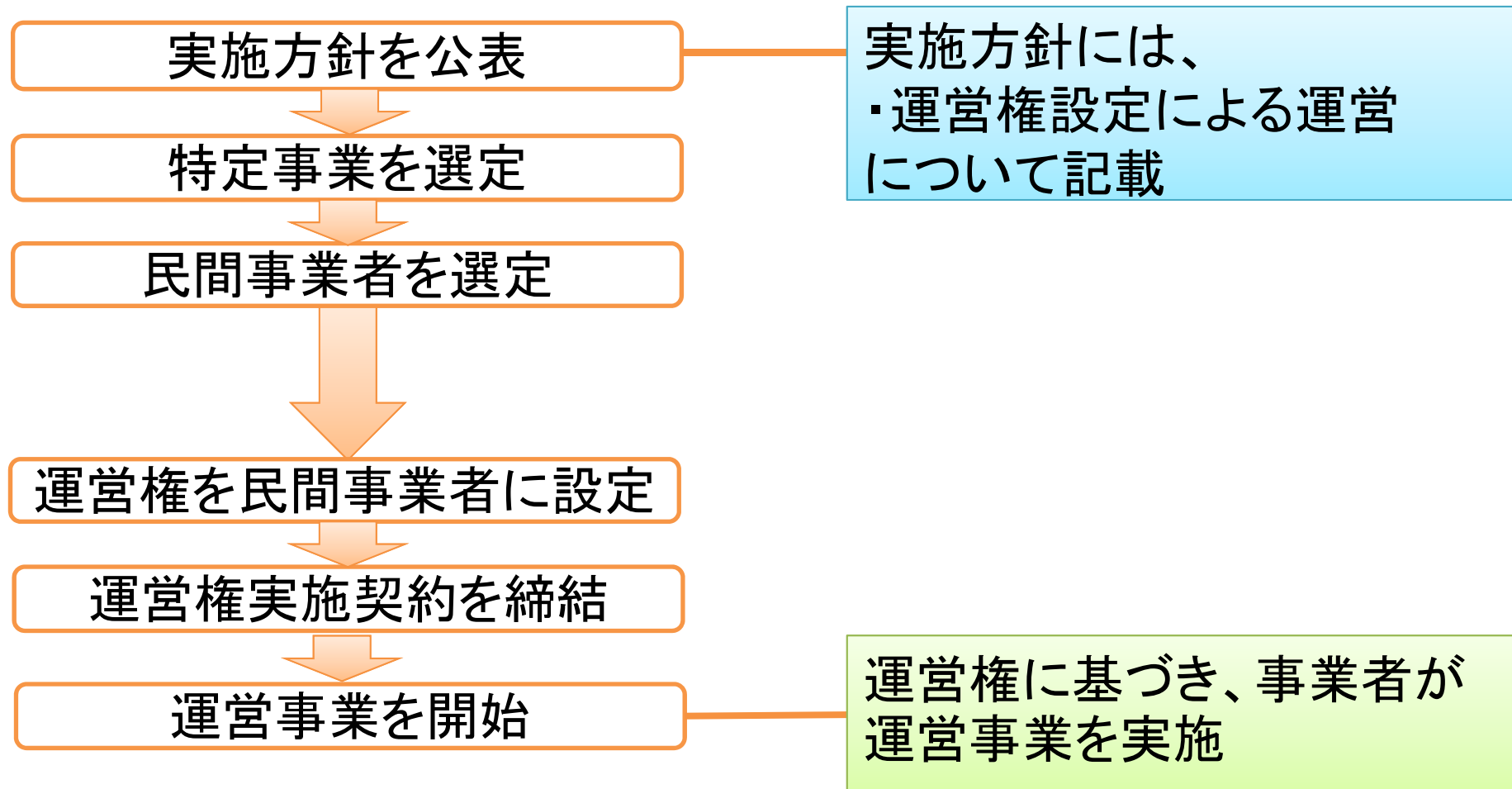


運営権制度

公的主体による運営権の設定(行政処分)に基づき、施設運営を実施

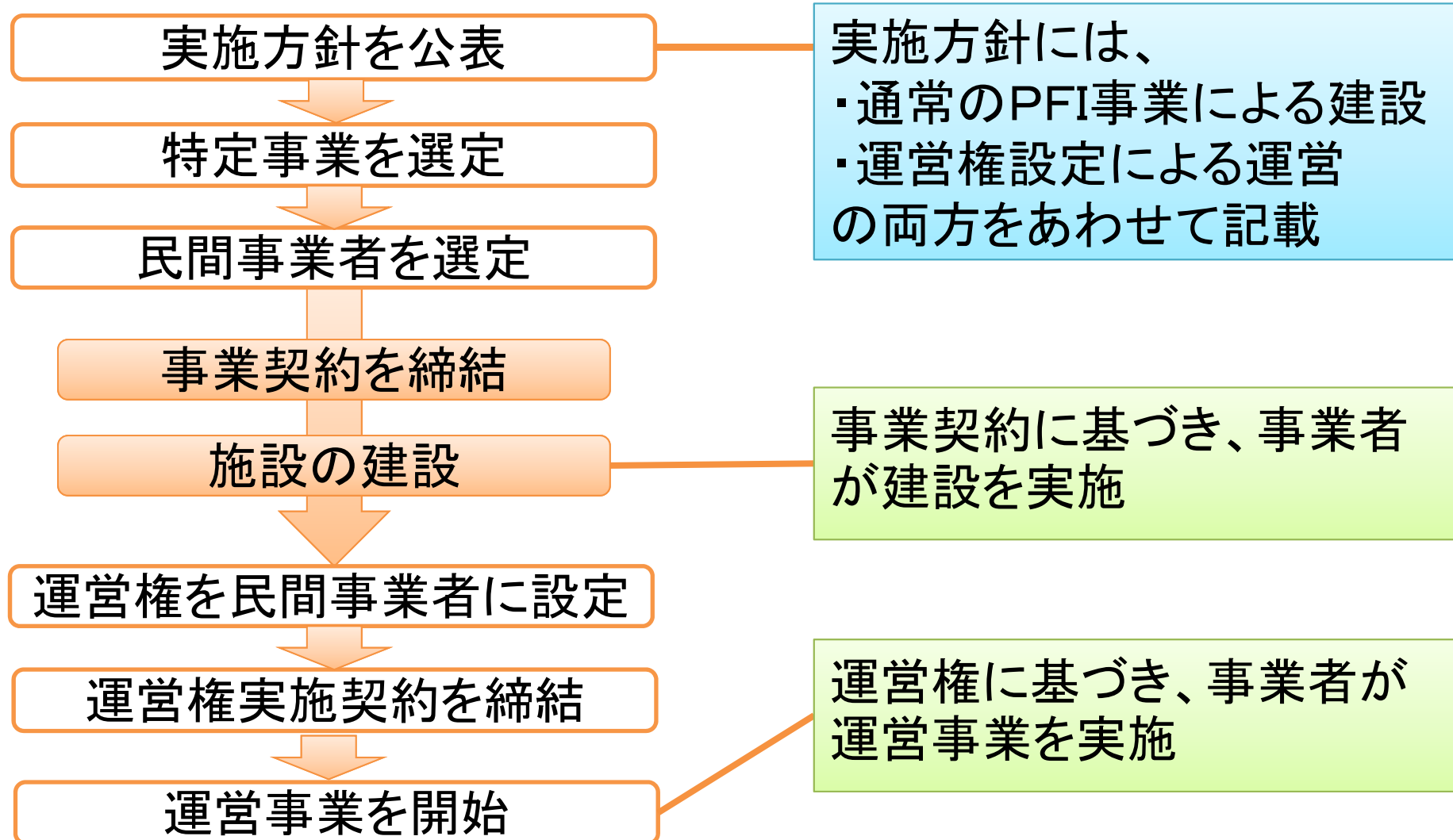
公共施設等運営権(手続1)

既存施設に運営権を設定する場合



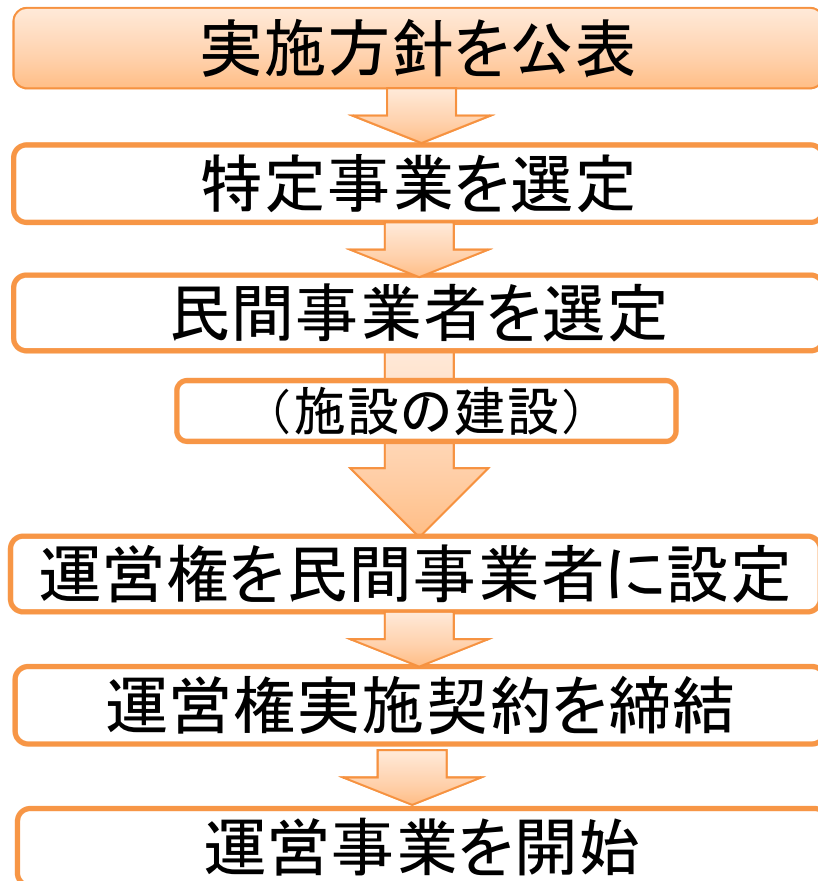
公共施設等運営権(手続2)

施設を**新設**して運営権を設定する場合



公共施設等運営権(手続3)

各手続における詳細(1)



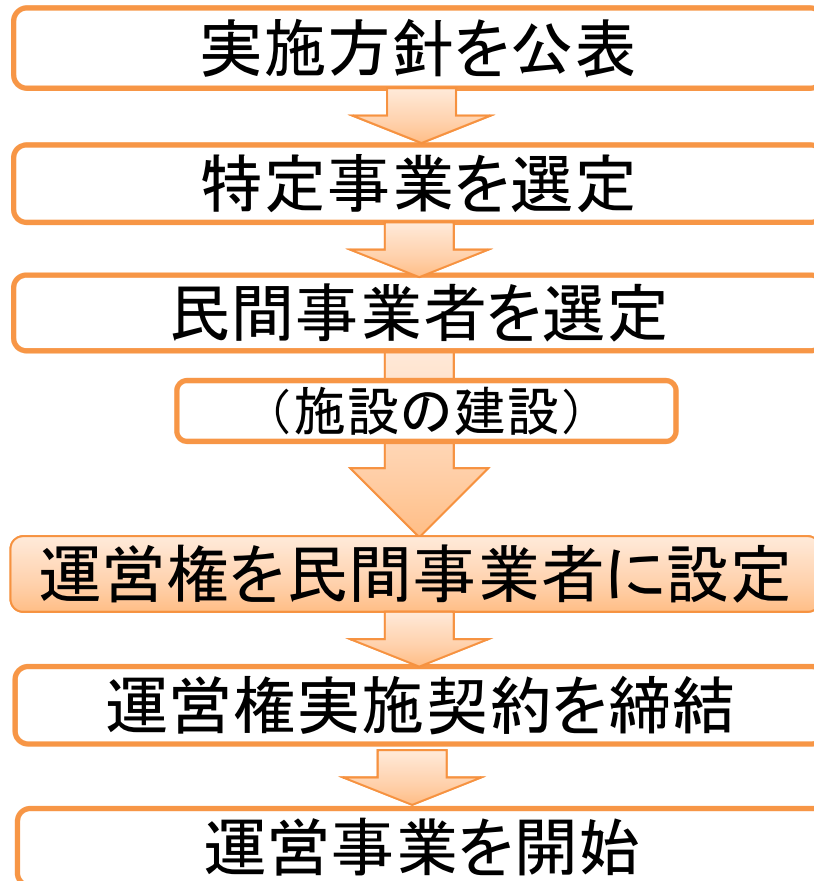
通常のPFI事業における実施方針に加えて、以下の事項を記載

- ・運営権を設定する旨
- ・運営権に係る運営の内容
- ・運営権の存続期間
- ・費用を徴収する場合にはその旨
- ・運営権実施契約に定めようとする事項及び解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ・利用料金に関する事項

(第10条の4)

公共施設等運営権(手続4)

各手続における詳細(2)



○設定時期

【施設を新設する場合】

- ・建設完了後直ちに設定

【既存施設の場合】

- ・事業者選定後遅滞なく設定

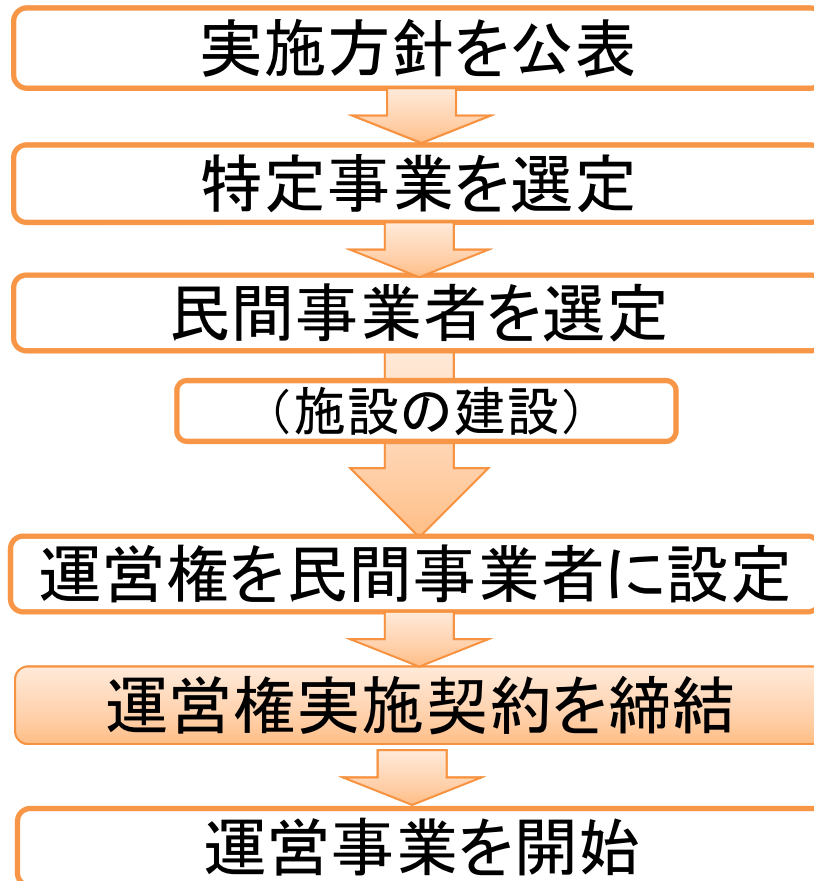
○設定方法

- ・行政処分として設定
- ・施設の名称等、運営内容、存続期間を明らかにする
- ・設定後はその旨を公表

(第10条の6)

公共施設等運営権(手続5)

各手続における詳細(3)

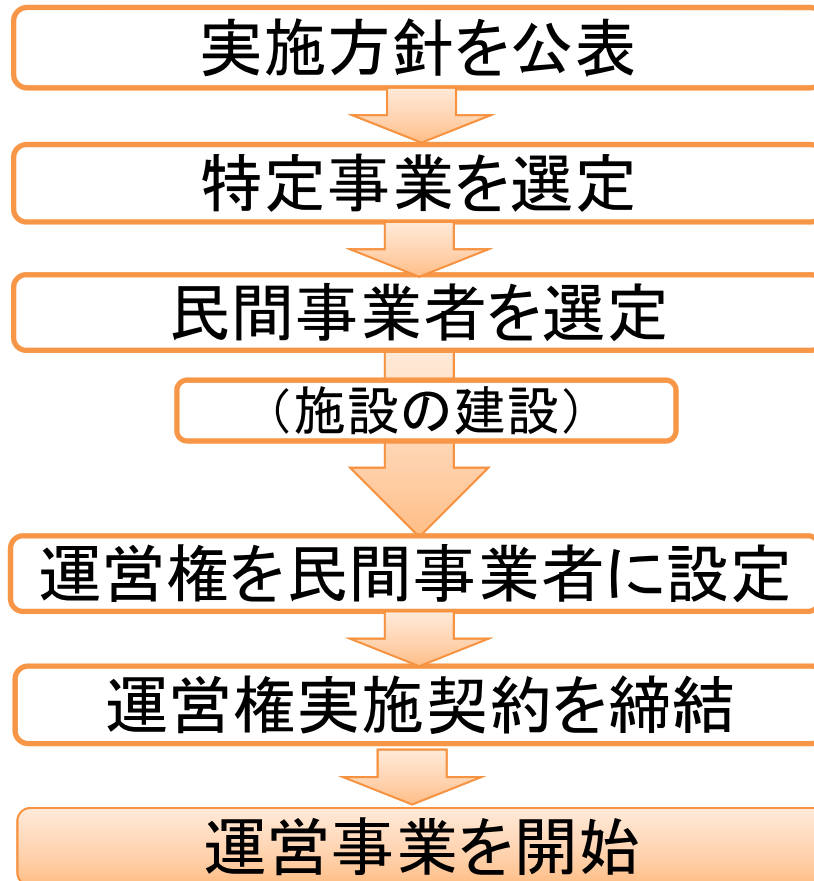


○契約内容

- ・施設の運営方法
- ・事業の継続が困難となった場合における措置
- ・利用約款を定める場合には、その決定手続、公表方法
- ・その他内閣府令で定める事項
(第10条の9)

公共施設等運営権(手続6)

各手続における詳細(4)



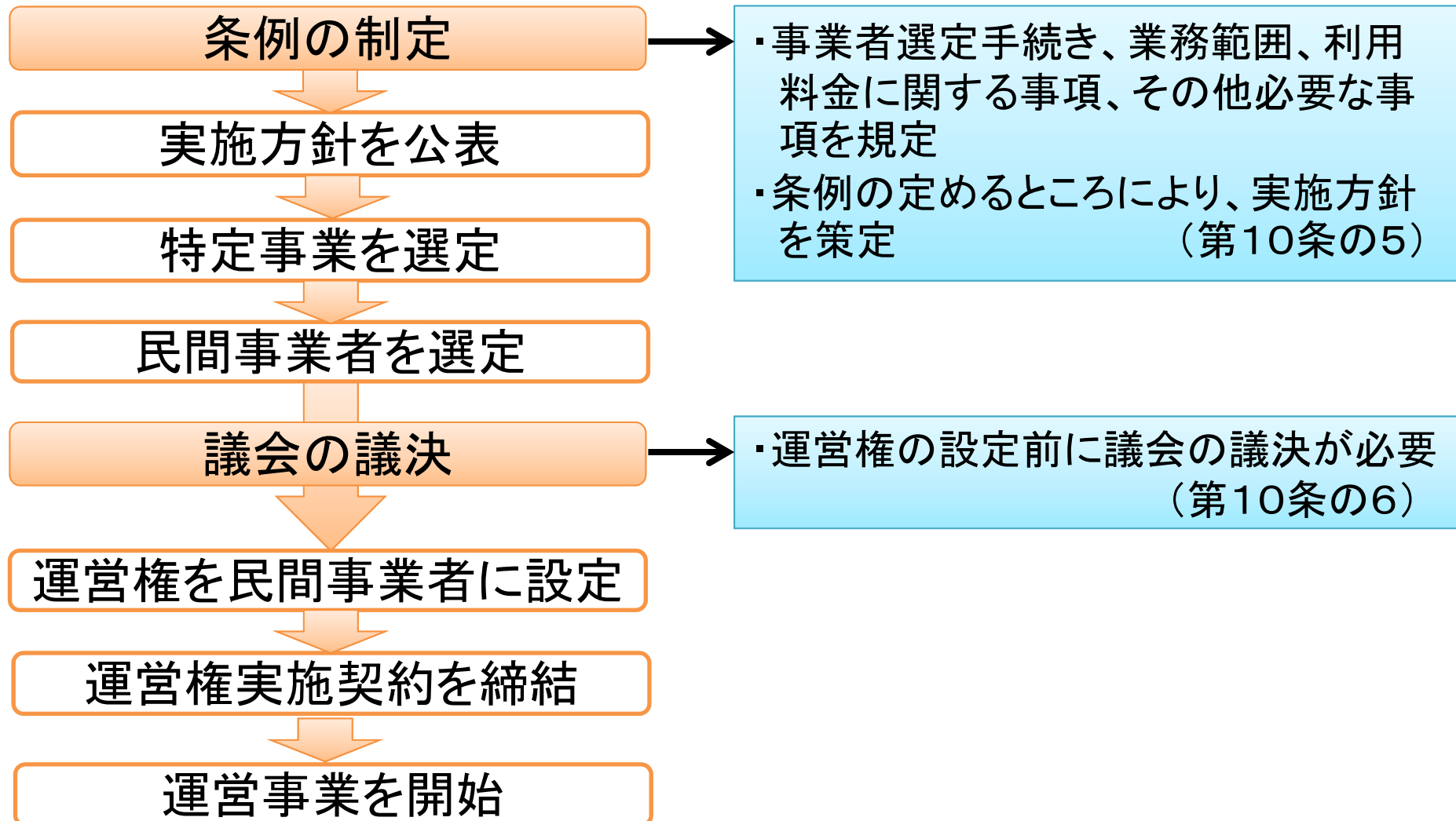
○事業開始時期

- ・公的主体が指定する期間内に、民間事業者は事業を開始する義務
- ・正当な理由があれば、運営権者の申請により期間延長可
- ・運営権者は、事業開始時に遅滞なくその旨を公的主体に届出

(第10条の8)

公共施設等運営権(手続7)

地方公共団体の場合



公共施設等運営権(対価の徴収)

公的主体の費用で建設した施設に運営権を設定した場合、料金収入はPFI事業者の収入となるため、公的主体は当該建設費用を回収することができなくなる。



- 既存施設に運営権を設定する場合、当該建設又は改修に要した費用を運営権者から徴収することが可能
- 徴収を予定する場合には、その旨を実施方針に定めておく必要
(第10条の4、第10条の7)

運営権者と合意すれば、本規定の主旨以外の費用を、運営権者から徴収することも可能

公共施設等運営権(運営内容)

運営の内容

実施方針

大枠を定める
・運営権の内容



運営権実施契約

詳細な内容を定める
・運営の方法
(例)
・要求水準
・施設の安全確保体制



実施契約に沿って運営

利用料金

実施方針

大枠を定める
(例 料金の上限は1000円。
運営開始5年目以降は、インフ
レ率を上限として値上げ可)



運営権者が実施方針の枠内
で設定し、公的主体に届出
(例 9～12時 500円
12～18時 600円
18～22時 800円)
(第10条の10)

運営権者が需要動向やサービス水
準に応じて、**柔軟な料金設定が可能**

公共施設等運営権(譲渡)

公共施設等運営権は物権とみなし、不動産に関する規定を準用
(第10条の11)



運営権の第三者への譲渡が可能

- ・運営権者による事業継続が困難となった場合等において、第三者に運営権の譲渡が可能
- ・譲渡に際しては、公的主体の許可が必要。

地方公共団体の場合には、議会の議決も必要。ただし、条例に特別の定め(例:「譲受人の要件」及び「譲渡に際して議決が不要である旨」)がある場合には、議会の議決は不要。

許可を得ないで行った譲渡は無効。

(第10条の13)



公共サービスの継続的な提供

公共施設等運営権(抵当権)

公共施設等運営権は物権とみなし、不動産に関する規定を準用
(第10条の11)



金融機関は運営権への抵当権設定が可能

- ・登録により対抗要件の具備が可能な形で、運営権に担保を設定できる。
- ・運営権者の事業運営が上手くいかない場合に、金融機関は抵当権を梃子として、事業運営にステップイン(介入)し、事業の立て直しを図ったり、運営権を第三者に譲渡させたりして、運営を安定継続させることが可能
- ・また、最終的には、抵当権を実行して、資金回収することも可能
抵当権を実行して競売する際にも、第三者への運営権の移転に当たっては公的主体の許可が必要。

(第10条の12)



資金調達の円滑化

公共施設等運営権(登録)

○運営権の設定・移転等、抵当権の設定等について、不動産登記と同様に、運営権に係る登録制度を創設

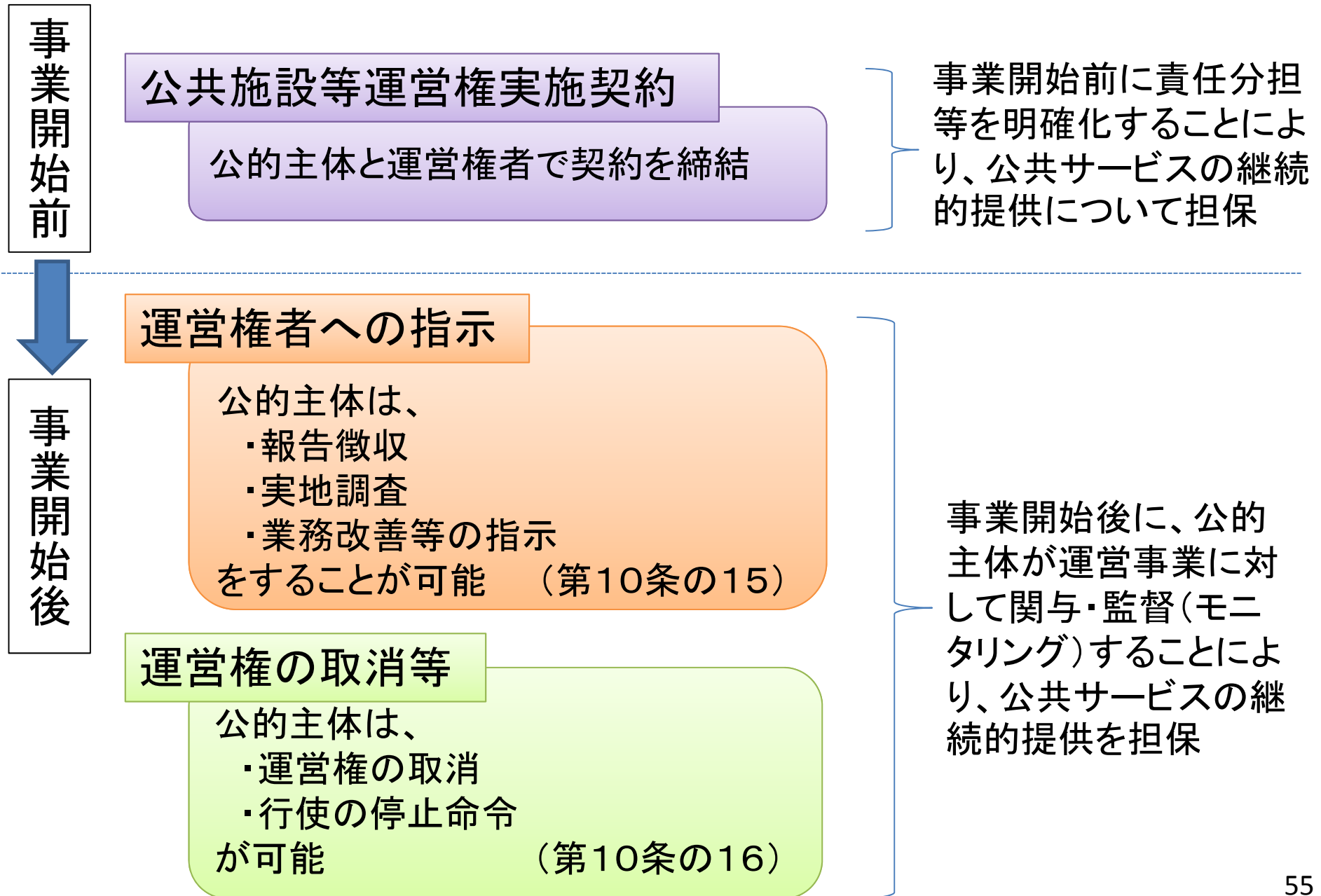
→ 登録簿への登録が権利の対抗要件となる

(第10条の14)

○登録簿は内閣府(東京)に置くことを想定。

登録手続も含め、登録制度の詳細は今後制定する政令において規定。

公共施設等運営権(公共サービス継続の担保)



事業開始前に責任分担等を明確化することにより、公共サービスの継続的提供について担保

事業開始後に、公的主体が運営事業に対して関与・監督(モニタリング)することにより、公共サービスの継続的提供を担保

公共施設等運営権(運営権の取消等)

運営権の取消・行使停止の要件

○運営権者が下記のいずれかに該当するとき

- ・不正の方法により運営権者となった場合
- ・欠格事由に該当することになった場合
- ・指定期間内に事業を開始しない場合
- ・事業を実施できない、又は実施できないことが明らかになった場合
- ・運営権実施契約に重大違反があった場合
- ・正当な理由なく公的主体の指示に従わない場合
- ・事業に関する法令の規定に違反した場合

○公益上やむを得ない必要が生じたとき

例: 災害後の避難所にするなど他の公共の用途に使用する場合

運営権の取消・行使停止の手続

○運営権の取消、行使の停止に当たっては、聴聞手続が必要

○運営権を取り消す際には、あらかじめ抵当権者への通知が必要

(第10条の16)

公共施設等運営権者(取消時の補償1)

公益上の理由による 運営権の取消等

- 公益上やむを得ない必要により、運営権が取消・行使停止された場合
- 公的主体の帰責事由により施設所有権を失い、運営権が消滅した場合

運営権者の保護

公益上の必要性により運営権の取消等がなされた場合、運営権者が本来得ることができた利益が消滅する

公的主体は、運営権者に対して、
通常生ずべき損失を補償しなければならない（第10条の17）

公益上の必要性から運営権の取消等を行った場合に必ず補償が必要になる旨を規定したものであり、これ以外による補償や損害賠償について別途契約で規定することは可能。

公共施設等運営権(取消時の補償2)

補償金額

- 公的主体は通常生ずべき損失を補償。
 - ・営業上の利益、運営権者が仕入れた物品の売却損 等
- 補償金額は公的主体と運営権者が協議。
 - ・協議が成立しない場合は、公的主体が自己の見積もった金額を支払。
- 運営権者は、不服がある場合には、6ヶ月以内に訴訟提起可能。
- 運営権の取消等の原因が当該公的主体以外にある場合には、求償が可能

(第10条の17)

PFI法改正法の概要

①PFIの対象施設の拡大

②民間事業者による提案制度の導入

③公共施設等運営権の導入

④その他

- ・欠格事由
- ・技術提案制度
- ・実施方針の策定の見通し等の公表
- ・職員の派遣等についての配慮
- ・民間資金等活用事業推進会議の設置

その他(欠格事由)

入札に参加することのできない欠格事由として、以下を規定。

- 法人でない場合
- 破産手続開始決定を受けている場合
- 運営権を取り消されて5年以内の場合、及びその親会社等
- 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年以内の者が事業活動を支配している場合
- 役員が次のいずれかに該当する場合
 - ・成年被後見人等
 - ・破産手続開始決定を受けている者
 - ・禁固以上の刑を受けて、執行後5年以内
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年以内
 - ・運営権を取り消された事業者の役員であり、取消から5年以内
- 親会社等が上記のいずれかに該当する場合
「親会社等」の定義については、今後政令で規定。

(第7条の2)

その他(技術提案制度)

一般の公共工事について、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」により導入されている技術提案制度を、PFI事業にも導入

○公的主体は、PFI事業に関する技術又は工夫についての提案(技術提案)を求めるよう努める。

○公的主体は、技術提案をした者に対し、当該提案について改善を求め、改善を提案する機会を与えることができる(技術対話)

○高度な技術・優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、技術提案の審査結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。

(第7条の3)

その他(実施方針の策定の見通し等の公表)

公共工事について「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、国・地方公共団体等に義務付けられているのと同様に、PFIにおいても公表制度を導入

○実施方針の策定の見通しの公表

- ・公的主体は、毎年度実施方針の策定の見通しの公表を義務付け
実施方針の策定の見通しがない場合には不要
具体的な公表内容・手続等については、今後、内閣府令で規定

○事業契約の公表

- ・公的主体は、事業契約の内容のうち一定の事項の公表を義務付け
具体的な公表内容・手続等については、今後、内閣府令で規定

(第10条の2)

その他(職員の派遣等についての配慮)

公共施設によっては、公的主体が長年経営を行ってきた施設など、民間事業者が施設運営に必要なノウハウを十分に有していないものも存在



民間事業者がPFI事業を立ち上げる際の支援として、公的主体は必要に応じ、職員の派遣や出張等の配慮を加えるよう、努めるものとする。
(第18条の2)

本規定により、新たな出向制度が創設されるものではない

その他(民間資金等活用事業推進会議)

PFI事業規模の倍増等、PFIの更なる推進が必要



民間資金等活用事業推進会議の設立

- ・総理大臣を会長とする閣僚級の会議を設置
 - ・会議は、基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整等を実施
- (第20条の2、第20条の3)



政府一体としてPFIを強力に推進していく体制を整備

法改正以外の PFI制度の拡充

PFIの活用のために

PFIは公共施設の整備・運営に関する手法の一つにすぎない



制度を創設するだけでなく、実際に創設された制度を、
公的主体・民間事業者に活用してもらうことが必要



法令の整備だけでなく、制度の運用改善等について積極的に進める必要

- ・PFIに関する税制特例措置
- ・地方公共団体へのPFI発注業務に対する支援
- ・PFI導入手続、事業者選定手続きの簡素化 等

税制の特例措置

【従前からの特例措置】

○不動産取得税、固定資産税、都市計画税

PFI事業者が公共施設等を整備し取得する場合に課される税金について、一定の要件(サービス購入型かつBOT方式であること等)を満たす場合には、課税標準の2分の1の軽減。



【法改正に伴い追加される特例措置】

○法人税(運営権の減価償却)

運営権を法人税法上の減価償却資産とする(耐用年数は存続期間)

これにより、運営権を取得する際に要した金額について、後年度にわたり損金算入が可能となり、運営期間中の法人税負担が軽減。

今回の法改正で追加される対象施設(賃貸住宅(公営住宅以外)、船舶・航空機・人工衛星)に関する従来からの不動産取得税・固定資産税・都市計画税の特例措置の適用については、今後、具体的ニーズに照らして検討。

PFI事業に係る地方公共団体支援予算の概要(平成23年度)

○ P F Iの実務経験者の派遣

- ・ P F I実務経験者等からなる「P F I専門家派遣制度（仮称）」を創設することにより、地方公共団体・民間事業者からの求めに応じて専門家を事業地に派遣し、事業地で指導を行う体制を整備する。

○ P F Iのワンストップ窓口

- ・ 地方公共団体から問い合わせがあった際に、P F I推進室が「P F Iのワンストップ窓口」として、室内に配置している専門家、あるいは当該専門家を通じて外部の専門家（金融、法律、会計、コンサルタント等）の意見を聴き、一括して回答できる体制を整備する。

終わりに

○PFI法改正の条文等は、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>

○ご質問等がございましたら、内閣府PFI室までお問い合わせください。

電話 : 03-3581-9680

HP : 下記アドレスから送信いただけます。

<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0001.html>